

七飯町観光PRキャラクター

「ポロトくん・ポントちゃん」イラスト使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、別記「七飯町観光PRキャラクター ポロトくん・ポントちゃん」(以下「ポロトくん・ポントちゃん」という。)のイラストを使用する際に必要な事項を定め、もって七飯町の観光PR、七飯製品の販路拡大等に寄与することを目的とする。

(イラストの使用に関する権利)

第2条 「ポロトくん・ポントちゃん」のイラストに関する権利は、(一社)七飯大沼国際観光コンベンション協会(以下「協会」という。)に帰属する。

(使用の申請)

第3条 「ポロトくん・ポントちゃん」のイラストを使用しようとする者は、使用申請書を協会へ提出の上、許諾を受けなければならない。商用目的の場合は使用者の概要(会社概要など)及び製品の企画書を提出すること。

(使用の許諾)

第4条 協会会長は、使用申請があった場合その内容を審査し、第1条に定める目的に合致すると認められるときは、使用許諾を行うことができる。この場合、イラストの使用法その他について、必要に応じて条件を付することができる。

- 2 協会会長は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書を申請者へ送付する。
- 3 協会会長は、使用を許諾しないときは、使用不許諾通知書を申請者へ送付する。
- 4 使用許諾の期間は、使用許諾の日から最長3年間とする。
- 5 「ポロトくん・ポントちゃん」イラストの使用料は無償とする。

(使用許諾の制限)

第5条 キャラクターの利用が次のいずれかに該当する場合は、使用許諾しないものとする。

- (1) 七飯町及び大沼国定公園の品位を傷つけるような目的での使用。
- (2) 法令又は公序良俗に反する目的での使用。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体、法人等を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがある場合。
- (4) 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を行うと認められる場合。
- (6) キャラクターの図柄を変更して使用する場合。

(7) 「ポロトくん・ポントちゃん」のイメージを損なうおそれがある場合。

(8) 協会が不適當であると認める場合。

(遵守事項)

第6条 「ポロトくん・ポントちゃん」のイラストを使用しようとする者は、別紙「イラスト使用の手引き」を遵守した上で使用することができる。

2 製品又は対象物には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。

3 使用者は、原稿又は製品等が完成した場合は、協会へ一部（又は画像データ）を提出するものとする。

(許諾の取り消し等)

第7条 協会は、使用者が前項に定める事項を遵守しない場合は、使用の是正又は禁止を求めることができる。また、その際に生じた損害について、協会は一切の責任を負わないものとする。

(賠償責任等)

第8条 協会は、使用許諾を行ったことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、イラストを使用した製品などの瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協会に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

3 使用者は、イラストの利用に際して故意又は過失により協会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協会に賠償しなければならない。

(附則)

1、この規程は、平成30年5月1日から適用する。